

**「少子化対策」と「子育て支援対策」の位相****—保育政策における負のサイクル—**

○ 東洋英和女学院大学 山本 真実 (2670)

キーワード：少子化対策、子育て支援対策、規制緩和

**1. 研究目的**

1. 57 ショック以降、1993（平成5）年に厚生省が出した「子供未来プラン 21 プラン」（「たくましい子供、あかるい家庭、活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす 21 プラン 報告書」）、そしていわゆるエンゼルプラン（「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」）を皮切りに、その後数々の対策が今日まで実施されてきている。1999（平成11）年12月には「少子化対策推進基本方針」が閣議決定され、名実ともに「少子化対策」がスタートした。行政上は、内閣府では「少子化対策」、厚生労働省では「子育て支援対策」として整理されている。エンゼルプランでも「子育て支援」という用語が表題として使用されたように、少子化傾向をストップさせるには、保育所をはじめとする保育サービス、保育施策を充実させることが必要であるとの認識のもとでそれはスタートしている。当時の厚生省が関与できる行政分野が保育しかなかったという事情もその理由となっているが、保育施策は大きな子育て支援対策の力として充実を図ることが目指された。その後も今日までこの方法は福祉行政における基本的な手法であり、前提となっており、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プラン、次世代育成支援対策推進計画を経て、2025（平成27）年4月以降の子ども・子育て新システムにおいても引き継がれている。

本研究は、このような少子化対策と子育て支援対策の変遷を踏まえ、両者が目指す方向性と施策の差異から明らかにする。また、待機児童対策を目途とした規制緩和による負のサイクルを解明することを目的としている。

**2. 研究の視点および方法**

エンゼルプラン以降の少子化対策および子育て支援対策の充実には、地方自治体による計画策定によって、利用者主体の考え方やニーズ調査に基づく事業量の算出等の新しい方法が用いられた。このような計画による行政遂行のメリットは、90年代は十分に機能していたと考えられる。しかし、一方で、計画策定を急がせることで、多くの「理念なき」計画が生み出され、計画実現の指標となっているために数値目標の達成にのみ注力した結果、質の確保・拡充を後回しにせざるをえない状況がみられた。それは、計画策定によって待機児童解消を急いでいる少子化対策が先行し、その中に位置づけられている保育の多様化が、保育本来の意味を見失っていると言えるからである。以上に基づき、本研究はこれまでに出された政府刊行物や報告書、文献等を用いて、社会の安定と経済の活性化を目指す少子化対策と、個人の幸せ（子どもや親の幸せ）を目指す子育て支援対策との位相に視点を置き、政策範囲の構造的枠組みを提示する。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針に則って行った。

### 4. 研究結果

少子化傾向を止め、女性の社会進出を促進することは、社会の安定と経済の活性化につながることであり、それは国の政策として行わなければならないことである。この方針が、待機児童を解消するために保育サービスを増やし、メニューを多様化することに特化した少子化対策を展開してきている大きな理由であると言える。しかし、一方で、子どもの幸せ、親の幸せ、家族の幸せを目指す福祉本来の役割を考えると、子育て支援対策の主眼は、少子化対策の方向性とは異なったものである。それは、たとえば「子供の未来 21 プラン」で謳われていたように、子どもが主体のよりよい育ちを保障した環境整備を目的とした対策である。すなわち、公益（国益）を重視する少子化対策と、私益（子ども主体の利益）を重視する子育て支援対策との間に、大きなギャップが存在していることが指摘出来る。

また、計画策定を義務付けられた地方自治体では、事業量の算出をニーズ調査によって行った結果、公的部門だけでは保育サービスを整備することが出来ないということが住民にも周知されることとなり、規制緩和の流れの中で株式会社等の民間活用が当然のこととして受け入れられてきた。しかし、民間参入を促進しようとするあまり、本来子どもの生活保障として設けられていた施設設備設置基準の緩和や保育者の資格基準などが撤廃されることによって、保育内容そのものが形骸化し、質的低下を招くという負のサイクルが存在している。

### 5. 考察

子育て支援対策は待機児童解消がゴールではない。「どのような保育・子育て支援であるべきか」について、幾度もコンセンサスを確認し質の充実に向けた努力を行政が行うことによって質の確保が保障されるだろう。子育て支援は未来を担う子どもたちの豊かな育ちのために行うという子どもの権利条約の「子ども主体」の考え方を踏まえると、子どもたちが安心して生活し伸びやかに行動し、学ぶことができるように、安定した親子関係が約束された家庭を支えていくことが行政の責務である。子どもの生活をよりよくするという視点を持たないまま、経済市場の選択肢が増えるという理由で保育の質を維持するという基準や規制を容易に無視するという負のサイクルから子どもを守るのは、行政の責任である。子どもの育ちの環境を整えるのは大人の社会の責任であるならば、行政は率先してすべての子どもの将来を保障する環境づくりに多くの精力を傾けなければならない。

本報告は、2013 年度科学研究費補助金〔基礎研究 (C)〕「福祉サービスの公的役割と責任に関する史的研究」（課題番号：22530624）の交付を受けた成果の一部である。